

申請書の添付書類(4条・5条共通)

添付書類	添付が必要な場合
① 【事業計画書】	全ての場合
② 【土地登記記載事項証明書】 全部記載事項に限る	全ての場合 ※現住所と記載が異なるときは住民票を添付
③ 【法人登記記載事項証明書】 【定款又は寄付行為の写し】	法人の場合
④ 【位置図】(縮尺5万分の1ないし1万分の1程度) 申請地を赤色で囲む	全ての場合
⑤ 【現況図及び現況写真】 申請地及び申請地周辺の現況を色別に表示する	全ての場合
⑥ 【公図又は公図の写し】 申請地を赤色で囲む	全ての場合
⑦ 【土地利用計画図】 (縮尺5百分の1ないし2千分の1程度) 申請地に設置しようとする建物、工作物及びこれらの施設を利用するうえで必要とする道路、用排水施設その他の施設の面積、位置、距離を示した図面 取水、排水がある場合は経路を表示する	全ての場合
⑧ 【建築物平面図・立面図】	建築物を設置する場合
⑨ 【資金調達を証する書面】 融資証明書、残高証明書、予算議決書等	経費の額に係らず、すべての場合
⑩ 【隣接耕作者の同意書】	隣接耕作者がいる場合
⑪ 【転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書】	申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合
⑫ 【抵当権者の同意書】	申請地に抵当権が設定されている場合
⑬ 【土地改良区の意見書】	土地改良区の地区内にある場合
⑭ 【水利権者の同意書】	取水又は排水につき水利権者、漁業権者、その他の権利者がいる場合 雨水のみで人為的水質変化のない場合等は不要
⑮ 【他法令「許認可」の写し】	転用行為に関連して許可、認可、関係機関の議決を要する場合において、これを了している場合
⑯ 委任状	申請を代理人が行う場合
⑰ 申請者が相続人であることを証するするもの	土地名義人と申請者名が異なる場合。 相続人が複数いる場合は、全員の同意書

30アール以下は農地の許可権者は農業委員長です。

【提出部数】 申請書・添付書類 各1部(登記記載事項証明書は原本1部)

【受付期間】 毎月末日締切り(末日が土日祭日等閉庁日の時は、その次の開庁日)

【受付後の事務処理の目安】

10日前後 町農業委員による現地確認調査(申請人に立ち会っていただきます)

20日前後 農業委員会総会

22日 許可指令書交付

(注意) 申請書の受付は、必要な書類がすべて整ってからとなります(申請書を最初に提出された日ではありません)。末日までに書類が揃わない場合は、翌々月以降の処理となります。また、申請面積が30アール(3,000㎡)を超える場合は、福島県知事が許可権者になりますので、提出部数も面積によって変わります。また、意見照会や現地の確認等が必要となりますので、上記日程よりも日数を要することがあります。該当する場合はなるべく余裕をもって早目のご相談をお願いいたします。